

秋山晃一議員

第1 標題「住環境の整備について」

1 回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

12 月定例会において一般質問を行います。

今回の質問は、第1 標題「住環境の整備について」、

第2 標題「歩行者等を優先したまちづくりについて」、

第3 標題「安心して出産を迎えるための支援について」の3 点について市長の考えをお聞きします。

第1 標題「住環境の整備について」

まず、第1 標題「住環境の整備について」お聞きします。

近年の温暖化の影響は私たちの予想をはるかに越えて、冷涼と言われた富士吉田市でもこの夏は30 度を上回る日々が続きました。それはまさに、今までこの地域では無関係と思われた熱中症の危険ということが現実問題となってきました。それに対して市としても熱中症への注意を呼びかける防災無線がたびたび流されました。それだけでなく市がいくつかの施設を暑さからの避難場所として開放し、これらの施設の利用を市民に呼びかけるなどのことが行なわれました。そして、この夏に起きたことは今年だけのことではなく、来年以降も同様に起きると考えられます。

富士吉田市内の住宅では、ごく近年に建てられた住宅などは冷房設備が設置された家もありますが、それ以前に建てられた家では、富士吉田市の夏が今まで涼しかったということもあり、冷房設備のない家が多数を占めていて、特に高齢者の住む住宅は冷房設備のない家ということになります。また、高齢者世帯や障害者の居る世帯などは暑さを避けて場所を移動することも困難ですし、あらためて冷房設備を設置することについては大きな経済的負担が障害となっています。一方では持病のある高齢者などが治療の中で冷房設備の設置を主治医から進められるということもあります。来夏に向けた熱中症対策として市民の住環境整備について総合的に検討されているでしょうか。特にこの問題では、住居の断熱対策や冷房設備設置についての支援が必要だと考えますがいかがでしょうか。答弁願います。

次に住生活の充実、住居の確保についてお聞きします。物価高騰、特に建設資材の高騰により、市場で適切な住居を確保することはますます困難となっています。あら

ためて公営住宅の役割を見直すべきです。市の公営住宅の整備及び活用についてはどのような考えで、どのような計画で進められますか。市の総合計画によれば、公営住宅については 2030 年に適正な管理戸数を 732 戸にするとされています。つまり縮小の方向だと考えられます。住居に困っている低所得者、高齢者、少人数世帯、障害者だけでなく、今後はそれ以外の方も市場にある賃貸住宅ではなく、公営住宅での居住を希望する人が出てくると考えられます。それだけでなく、災害時の仮設住宅に代わる住宅確保の候補として位置付ける考えはありませんか。

既存の公営住宅を良質な形で改善して、より多くのこすことが必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。また、市民保有の一般住宅と同様に現在居住されている公営住宅についても冷房設備の設置を要望する声があります。現状の維持ではなく住環境の改善、特に冷房設備の設置と断熱改修について検討していくことが必要だと考えますがこの点についてはいかがでしょうか。合わせて答弁願います。

以上で 1 回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山晃一議員の住環境の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の来夏に向けた熱中症対策としての高齢者等に対する住環境整備についてであります。近年の気候変動による猛暑に対応するため、今年度より熱中症特別警戒アラートが発表された際に、熱中症による健康被害を防ぐことを目的とした一時的な避難施設として、クーリングシェルターを市役所や高齢者が集う富楽時、市内コミュニティセンター等の公共施設のほか、商業施設等、多くの民間企業にも御賛同いただくなかで設置いたしました。

このクーリングシェルターを活用していただくことにつきましては、防災行政放送や広報、ホームページ、特に高齢者については、ケアマネジャーや地域包括支援センターブランチのスタッフ等により周知を図り、この利用者の多くがシェルターに足を運び、暑さを避けて日中を過ごすことができたこと好評をいただいたところであります。これを踏まえ今後は、利用可能な施設を更に充実させていく予定であります。

国が策定した熱中症対策実行計画におきましては、市町村の役割として、住民や地域における事業者等の関係者に熱中症予防対策に関する発信を行い、熱中症警戒アラートを活用して暑さを避けるため、エアコンのある施設や場所の確保をすること、高

齢者等に対しては見守りや声掛け等の対策を強化していくことが求められておりますが、冷房設備の設置支援については示されておられません。

本市では、今後におきましても熱中症対策を継続して実施するなかで、国の計画に沿って対応を進めていくことが重要であると考えております。また、熱中症の予防のための効果的な支援の在り方や、公平性を考慮する必要がありますので、住居の断熱対策や冷房設備の設置に対する支援につきましては、考えておりません。

次に、住生活の充実、住居の確保についてであります。公営住宅の整備及び活用につきましては、富士吉田市公営住宅長寿命化計画を基に、建物の老朽化や入居状況、人口動態などを鑑み、団地別・住棟別の活用計画を定め、大規模修繕、予防保全的な修繕、建て替え及び廃止を実施しております。現在、大規模修繕につきましては、令和3年度から5か年を掛けて市営尾垂団地の内部改修を進めているところであります。

また、公営住宅の戸数につきましては、将来の人口規模に合わせたものにしていく予定であり、秋山議員御指摘のとおり縮減していくこととしております。

次に、資材等の高騰により市場での適切な住宅の確保がますます困難となり公営住宅を要望する方が増えるとの御指摘についてであります。公営住宅は、「住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」にしておりますので、今後におきましても、あくまでも「公営住宅」としての必要性の視点にて施策を進めてまいります。

次に、災害時の仮設住宅に代わる住宅確保の候補への位置付けについてであります。仮設住宅と公営住宅では、基本的に建設目的が異なるものであり、災害時、平時問わず、公営住宅は、貸出しを継続していくものと考えております。これまでも被災者等で緊急的に住宅を必要とするケースには対応をしており、今後も有事の際には必要に応じて対応してまいります。

次に、公営住宅への冷房設備の設置と断熱改修についてであります。公営住宅が備えるべき機能は、国が定める公営住宅等整備基準を参考に条例で定めており、現状、冷房設備は、入居者の判断により自己負担で設置していただくものとしております。

また、断熱改修につきましては、大規模な修繕となり、全面的な改善を実施する時点でなければ着手することが困難であるため、現在実施している市営尾垂団地での内部改修工事から取り入れております。

今後におきましても、公営住宅の整備及び活用については公営住宅の設置目的を基本として適時・適切に対応してまいります。

以上、答弁いたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。

熱中症対策としては予防に重点を置き、住民の意識の醸成をはかることを中心として取り組んでいくということですが、そのことは熱中症に対する認識がまだ低い現状では大切な取り組みとは考えます。しかしながら、熱中症対策実行計画の中には、「救急搬送者の5割は65歳以上の高齢者が占めていること、死亡者の8割以上は65歳以上の高齢者であること。屋内での死亡者のうち9割はエアコンを使用していなかった、あるいは持っていなかったことが明らかだ。」と書かれています。

さらに全国の自治体では北秋田市など、対象が高齢者世帯、障がい者の居る世帯、あるいは低所得世帯と限定的ではありますが、エアコン設置に支援をしている自治体もあります。

また、快適な住環境で過ごすことが住民の権利だと考えた場合、暑い中で耐えながら過ごすような環境を少しでも改善できるように支援することも、地方自治体の仕事ではないでしょうか。全国の事例も調べながら検討していくべきだと考えますがいかがでしょうか。再度、答弁を求めます。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

熱中症対策についてであります。快適な住環境で過ごしていただくため、日中、市内で利用可能なクーリングシェルターを整備しているほか、いきいきサロンやミニデイサービス等において、高齢者を対象とした熱中症予防をテーマにした健康教室を実施しているところであります。そのなかでも、冷房器具を適時、適切に使用することや室内の温度管理、水分摂取等に対する知識を取得していただくなど、様々な普及啓発を図っております。

このほか、高齢者の方々には、繰り返しの丁寧な声掛けや見守りが重要と認識しておりますので、今後もケアマネジャー等を中心に関係者とも協力しながら、適切な熱中症予防対策についての周知を図ってまいります。

なお、住居へのエアコンの設置支援につきましては、基本的に、御自身で購入するものと考えておりますので、先ほど答弁申し上げましたとおり、住居への断熱対策や冷房設備の設置に対する支援につきましては、考えておりません。

今後におきましても、熱中症予防に関する働きかけについて、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

第2 標題「歩行者等を優先したまちづくりについて」

1 回目の質問

第2 標題として「歩行者等を優先したまちづくりについて」お聞きします。

ここでは、まず、「街に出かけたくなる魅力がある」。「目的地にたどり着くまでの環境が意心地よく、途中で魅力的な出来事がある」。というような、思わず歩きたくなるような街づくりについて、どのようにお考えかという観点からお聞きします。

市は市内での自動運転バスの実証実験を来年も行い、その後新たに公共交通としての導入を目指すと伺いました。公共交通の利用とともに、歩くことそして自転車の活用による移動手段をとることによって、新しい自動車中心ではない省エネにもなり、ゼロカーボンシティにも効果のあるまちづくりをめざすべきだと考えますがいかがでしょうか。

このようなまちづくりを進めていくためには、歩道を広げ、さらに車道との区別をつけるためのペイント、あるいは立体的な構造物を設けて区分を明確にすることなどが必要となります。また歩行者にとって安全なまちづくりということでは、車の最高速度を30キロ以下に抑制する地域をつくる、ゾーン30の取組みとも重ねながら進めていくことが必要となります。また移動手段として市民の自転車利用を促進しようとするれば、同じように自転車レーンの整備、自転車専用道の整備などが必要となります。また拡幅された歩道に市民の憩いの場所を設置するような取組みでは、商店など市民の協力が必要となります。このようなまちづくりを進めた場合、下吉田駅から金鳥居までの市の中心商店街においては買い物客を招き、観光客の散策を促し、地域の活性

化につながると考えます。また上吉田熊穴地域などの住宅地域では、安全安心な外出支援につながり、乳幼児を連れのお散歩や、高齢者が外出しやすくなり、歩く機会が増えて身体的な健康寿命が延びることが考えられますので、いま市が進めている取り組みとも重なるのではないのでしょうか。

市全体のデザインに関わることで、総合計画の中に位置づけることも必要ですし、歩道の拡幅などでは実証実験も必要でしょう、市民の理解と協力も必要となってきます。幸いにも富士吉田市はかなりコンパクトな街ですので、取り組みやすいと考えます。このようなまちづくりの構想に対してどのようにお考えか答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

歩行者等を優先したまちづくりについての御質問にお答えいたします。

まず、歩行者等を優先したまちづくりについてであります。令和4年4月に改訂した富士吉田市都市計画マスタープランの中で、生活道路の整備、歩行者ネットワークの形成及び道路空間の整備といった項目において秋山議員の御提案にあるような内容を盛り込ませていただいております。現状においては、ゾーン30や自転車レーンの表示、歩車道の分離などといった措置は、様々な要因により限定された場所にて実施されているに留まっており、これを街全体に広げていくことは、大変困難を極めるものと考えております。

また、市道を拡幅することにつきましても、既成市街地における用地確保は容易ではなく、さらに、車道を一方通行にして歩道にすることも過去に検討いたしましたが、迂回路の確保やマイカー利用の多い沿線の周辺住民に大変不便を強いることから断念をしたところであります。いずれにいたしましても、現時点でマイカー利用の制限となるような施策は、場所の選定やその内容も含め慎重に進める必要があるものと考えております。

こうした施策に対するコンセンサスについては、今後、現在のマイカー中心の交通から電動車を活用したグリーンスローモビリティや自動運転EVバスといった新たな移動手段が主流となることで、それに応じた道路環境等の整備について必要性が増していくことにより、得られやすくなるものと考えております。

まちづくりの構想として秋山議員の御提案は理想的であり、進むべき指針であると思
いますので、一歩ずつでも前進できるよう、研究と研鑽を重ねてまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。

答弁は、総論的には私が質問で述べた方向でのまちづくりと同じ方向を向いていた
だいていると受け止めました。

令和6年3月に出された第3次富士吉田市環境基本計画にも基本目標7の「安全で
安心なまちづくり」の「①安全な歩道確保」のところに次のような文章があります。

「本市は安全な歩道を確保し、市民や観光者が歩きやすい環境を創出するために、歩
道の整備、バリアフリー化、積雪時の通学路確保、歩行者休憩用のポケットパークの
整備などの取組みを行ってきました。」と書かれています。さらに都市計画マスタープ
ランにも歩行者を優先とした街づくりについて記述されているとのことです。

さらに、死亡事故発生の割合は歩行中が多いと示した上で、児童・生徒、高齢者、
障がい者にも使いやすく、市民が安心して生活を営み、快適に過ごせるよう、今後も
取組みを行っていくことが重要だと述べています。

このような考えに基づき、現状ではゾーン30や自転車レーンの表示、歩車道の分離
などが限定された場所では実施されているとのことでした。とにかくこのようなまち
づくりの考えに基づき、取組みが行なわれていることを歓迎します。

そこで伺います。このような取組みを街全体に広げるのは困難だ、との答弁でした。
たしかに街全体は困難です。ではその部分的な取組みを、ある程度地域と呼べるよう
な形に広げていくお考えはないのかどうか、そして現在も進んでいますが、新しく市
道を建設する際はこの歩行者や自転車優先の観点もあるのかどうか答弁願います。

次に歩道を広げ車道を狭めていく、一方通行にする、自転車レーンの設置、ゾーン
30、歩行者の憩いの場をつくる取組みへの進め方について、改めてお聞きします。こ
のような取組みはいずれも市民のみなさんの理解と協力がなければ実現しません。答
弁でも慎重に進めるとしてしています。さらにこうした取組みに対するコンセンサスは次
の移動手段を模索する取組みの中で得られると述べられております。その一過程とし

て、この取組みを社会実験のような形で進めていく考えはないのかどうかお聞きします。

次に街のデザインですが市内には都市公園、準都市公園、などがあります。またポケットパークということも出てきました。そのような公園を歩行者が歩きたくなるような環境づくりとしての角度からも整備していく考えはないのかどうか、この点についても答弁願います。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、新しく市道を建設する際の歩行者や自転車優先の観点についてであります、市道の新設に当たっては、地域の状況を踏まえ、道路法や道路構造令等に基づき、適切な整備を行っております。これまでも、歩道確保のため、あえて車道の幅を狭くするなど、用地に影響を受けない方法を採用しているケースもあり、今後におきましても各種条件が合えば、積極的にそのような歩行者等にも配慮した道路整備を進めてまいります。

次に、社会実験のような取組による歩行環境の整備を進めていく考えについてであります、先ほど答弁申し上げましたとおり、マイカー利用に制限を加える施策につきましては、国内でも有数の車中心社会である本市において、コンセンサスを得るためのハードルは他の地域以上に高いものと考えております。

次に、公園を歩行者が歩きたくなるような環境づくりについてであります、各公園の限られたスペースの中で、都市公園においては、各施設の特色に沿った遊歩道を設けており、準都市公園においては、来園者が健康づくりや体力づくりを行うことのできるスペースや遊歩道を確保している施設もございます。

また、ポケットパークにつきましては、観光などで市内を回遊した歩行者が、休憩を取ることのできる施設として市内に数か所設けております。

いずれにいたしましても、今後も実施可能な内容や範囲を見極めながら街づくりを進めてまいります。

以上、答弁いたします。

第3 標題「安心して出産を迎えるための支援について」

1 回目の質問

第3 標題として、「安心して出産を迎えるための支援について」お聞きします。

わが市は子育て支援については、他の自治体と比べても充実した支援を行っているという点は私も認めるところですが、さらにこの支援を充実したものにすすめていただきたいとの考えから、今回は妊娠、出産の時期に絞って、新しい命を迎える家族が、経済的な負担、不安なく過ごし出産を迎えるということについて考えをお聞きします。

妊娠から出産までの支援としては、現状では一般健康診査 14 回の検査費用助成などの支援が行なわれているところです。ここでは現状の中で支援の届いていない部分について、いくつか指摘させていただいて、さらに安心して出産し、子育てできるような制度として改善していただきたいと考え、市長の考えをお聞きします。

まず、追加検査についてですが、「検査時期についてはかかりつけの医師と相談して」と書かれていて、必要があれば検査を受けるともとれるようになってはいますが、ほぼすべての方が受けているということを知っています。この検査によって自己負担分が発生することがあるとの声が寄せられています。次に切迫流産などにより入院や治療が必要になった際の医療費への補償がないという声もあります。同様に風邪などで医療機関を利用した場合の医療費も自己負担です。これらについては妊産婦の母子共々の健康を守るという観点から、医療費助成を検討すべきではないでしょうか。答弁願います。

次に妊娠中及び出産準備への経済的負担への支援について、現在は出産までには5万円の支援がありますが、出産までの期間も長く、さらに出産準備には多くの費用を必要とすることから、このことについても検討すべきではないでしょうか。答弁願います。

このようないくつかの点を改善していただくことが、経済的な不安なく、どの家庭でも無事に出産というところまで過ごせることになると考えますが、出産への支援についてはいかがお考えでしょうか。

以上で1 回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

安心して出産を迎えるための支援についての御質問にお答えいたします。

まず、妊婦一般健康診査の追加検査についてであります。現行の追加検査につきましては、現在、県内 27 市町村の共同により、県内統一での費用助成を行っております。

こうしたなか、これに関係する団体が集まる会議等の場では、秋山議員の御発言と同様に、健診費用自己負担分の改善策等に関する意見が出ており、本市も、助成拡充に向けた協議の進展を図っているところでありますので、追加検査費用の助成拡充につきましては、引き続き、県内 27 市町村とともに前向きな検討が進められるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、妊婦への医療費助成など経済的負担への支援についてであります。本市では、本年 4 月におけるこども家庭センターの本格設置に合わせて、専門職員を大幅に増員するなかで、特に妊娠届出時には、妊婦一人一人に対し、保健師や助産師、また栄養士などの専門職が面談を行い、心身の状況、家庭の状況を丁寧に聞き取り、個別のケースごとに「子育て安心プラン」の作成を行っております。さらに、妊婦それぞれの置かれた環境に合わせた情報提供、また、切迫流産や風邪等を予防していくための生活習慣や食生活の保健指導についても実施をしているところであります。

このほか、妊娠届出時の状況によって、継続的な支援が必要な妊婦には、電話相談や家庭訪問の個別指導の継続、母親学級、両親学級等の教室の案内など、妊娠期を通して切れ目のない支援を実施しております。さらに、妊娠 7 か月から 8 か月頃には、妊婦の心身や家庭状況に関するアンケートを実施し、不安がある妊婦に対しては、専門職が電話相談や家庭訪問等を通じて伴走型の相談支援を行っております。

これらに加えて、全国の市町村でもあまり例のないレスパイトケアなどの施設を無料で利用できる環境を整えている産前産後ケアルームひだまりでは、継続的な支援を必要とする妊婦に対して、助産師や看護師による相談支援や本市独自の個別指導型のハローベビークラスにおいて、出産準備に向けた沐浴指導や妊婦の体調管理等の指導なども行っております。

秋山議員御発言のとおり、医療費の助成や経済的負担への支援を求める声もありますが、本市といたしましては、まずは、保有するマンパワーを最大限に活用し、多面的・重層的な妊婦支援を通じて、「安心して安全な出産」を第一に、心身と家庭の状況、

その両面において、穏やかに日常を過ごすことができるよう、予防活動に重点を置いた、妊婦一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を実施することに注力してまいります。

以上、答弁いたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。

答弁でマンパワーによるケアについてのことがありましたので、そのことについて述べさせていただくと、「1回の母親学級だけでは十分ではない、母親学級は数回開いてほしい、こちらから聞いていかないと答えが出てこないのでは不安だ。」という声もあります。そのような声にも応えて取組みを充実させていただくと同時に、どうしても、やはり流産を避けるための入院や体調を崩すこともあった時には、経済的な不安なく医療機関に行けることが大切ではないでしょうか。再度答弁願います。

また妊娠から出産までの経済的支援ですが、当市は16歳からの児童手当について、国に先んずる形で取り組んできました。本年10月より国がやるようになりましたので、今度は妊娠から出産の時期を対象と考えても良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。この点についてもお聞きします。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、母親学級についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、本市では、妊娠から出産に向け、心身と家庭の状況、その両面において、穏やかに日常を過ごすことができるよう、予防活動に重点を置いた、妊婦一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を実施することに注力しているところであります。

母親学級につきましては、出産に向けて本市が行う様々な支援のうちの一つであり、そこで出産までの準備が全て完結するものではありません。

出産に向けての心配事などに対しましては、妊娠届出時の「子育て安心プラン」の作成、妊婦それぞれの置かれた環境に合わせた情報提供、生活習慣や食生活の保健指導、専門職による電話相談や家庭訪問、個別指導型のハローベビークラスの実施など、

個々の妊婦に合わせた伴走型の支援を通じた取組によって解決していくものと考えております。

したがいまして、今後におきましても、これまでと同様に更なる妊婦支援充実への取組に力を注いでまいります。

次に、妊婦への医療費助成など経済的負担への支援についてであります。秋山議員御発言のとおり、本市では、「高校生等への特別支援金」として、国の制度拡充に先駆け、児童手当が拡充されるまでの、昨年6月から本年9月までの間、本市独自で月額1万円の特別支援金を支給し、教育費など経済的な負担が大きくなる高校生世代の保護者の負担軽減を図ってきたところであります。

この支援金につきましては、児童手当の制度拡充は急務、との考えの下、本市が独自に行ったものであり、このような動きが国の児童手当拡充にもつながったものと認識しております。

一方で、妊娠に伴う経済的負担軽減につきましては、来年4月以降、国において、「妊婦のための支援給付制度」として、妊娠届出時一人当たり5万円の給付が法制度化されることになっております。

国の制度設計の中では、市町村において、妊婦等包括相談支援事業等を効果的に実施し、国の定めによる給付と市町村による伴走型相談支援の組合せにより、出産までの更なる支援強化を目指すこととされております。

こうした「妊婦のための支援給付制度」のほか、「児童手当」や「児童扶養手当」の拡充、「子ども・子育て支援金制度」の創設など、国の政策として、出産から子育て期を安心して迎えるために必要な給付体制の強化、子育て財源の確保など、前向きな取組を進める状況もありますので、本市といたしましては、市独自の経済的な支援は実施せず、引き続き、妊婦への重層的な支援等を通じて、妊婦に寄り添ったきめ細かな支援の実施に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

「締め言葉」

今回、住環境の向上と熱中症対策の観点から、個人の持ち家でも、公営住宅でも冷房設備の設置が本市でも課題となっていること。歩いて出かけたくなる、移動手段として自転車を利用しやすい街づくりについて。妊産婦へのさらなる支援について市長

の考えをお聞きしてきました。これらのことについて市民のみなさんの意見も伺いながら、さらに議論を積み重ねていきたいと考えます。

以上で質問を終わります。